

規則

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

埼玉県教育委員会規則第十七号

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年埼玉県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号イ中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項」に改め、「第二十八条の二第一項」及び「（法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）」を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、改正後の第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった学校職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが改正後の第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用学校職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された学校職員をいう。）は、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）第九条の七第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める学校職員とする。

一 令和三年改正法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項又は第七条第一項の規定による採用（令和三年改正法の規定による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「旧法」という。）第二十八条の二

第一項の規定により退職した日（旧法第二十八条の三又は令和三年改正法附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び旧法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項又は令和三年改正法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項若しくは第七条第一項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

二 令和三年改正法附則第四条第二項、第五条第三項、第六条第二項又は第七条第三項の規定による採用（令和三年改正法の規定による改正後の地方公務員法（以下「新法」という。）第二十八条の六第一項の規定により退職した日（新法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び新法第二十二条の四第一項又は令和三年改正法附則第四条第二項、第五条第三項、第六条第二項又は第七条第三項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

3 令和三年改正法附則第四条第二項、第五条第三項、第六条第二項又は第七条第三項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に新法第二十二条の四第一項の規定により採用された学校職員に対する改正後の第六条第二項の規定の適用については、同項第一号イ中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第二項、第五条第三項、第六条第二項又は第七条第三項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

4 この規則の施行の日の前に、改正前の第六条第二項第一号イに該当する採用をされた学校職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。